10　審　査　関　係

（１）勤務条件に関する措置の要求

勤務条件に関する措置の要求は、職員から地方公務員法第46条の規定に基づき、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、是正・改善の要求があった場合に、人事委員会が中立的な立場で勤務条件の適正を確保するために判断を下し、必要な措置を講じ、あるいは斡旋などにより事案の解決に当たるものである。

勤務条件に関する措置の要求については、前年度から繰り越された事件はなく、本年度受理した新たな要求もなかった。

（２）不利益処分に関する審査請求

職員の分限及び懲戒における基準及び事由については、地方公務員法に定められているが、職員にはその身分を保障する制度として、同法第49条の２の規定により、不利益処分に関する審査請求が認められ、人事委員会が中立的な立場と準司法的な手続によって、その処分の適法・違法、当・不当を審査し、その結果に基づき、処分を承認し、修正し又は取り消し、必要がある場合は、職員の受けた違法・不当な取扱いを是正するための指示を行うものである。

審査請求については、前年度から繰り越された事件が２件あり、本年度裁決を行った事件が１件、打切却下を行った事件が１件、本年度受理した新たな請求はなかった。したがって、本年度末における係属中の事件は０件となっている。

（３）公務災害補償の審査

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の実施に関して異議のある者は、人事委員会に審査の請求ができ、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（人事委員会規則第10－５号）」に必要な事項が定められている。

公務災害補償の審査については、前年度から繰り越された事案はなく、本年度受理した新たな事案もなかった。

（４）公平委員会事務の受託

地方公務員法第７条第４項の規定による公平委員会事務の委託は、受けていない。

（５）職員からの苦情相談

地方公務員法第８条第１項第11号により、職員の苦情処理は人事委員会の権限として規定されており、「職員からの苦情相談に関する規則（人事委員会規則第18－１号）」に必要な事項が定められている。

職員からの苦情相談に対しては、本年度は11件あり、任命権者への伝達、制度説明・助言、関係者への照会・調査等を適宜行った。

相談内容の区分	件　数	相談内容の区分	件　数
任用	2	公平審査	
給与	1	パワハラ	5
勤務条件等	2	いじめ	
福利厚生		その他	1
セクハラ		合　　計	11